

特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

〈自治労連〉戦争法は許さない 自治体労働者は二度と 赤紙を配らない

中川 悟

戦争法案阻止のたたかいの広がりを実感

「最初は『反対』『辞めろ』の言葉に引き気味だったが、参加者が多いのに驚いたこと、こんなに反対している人が多いことに勇気をもらった」「私は、このデモに参加し、目と耳で、今を生きている人達の怒りを実感できました。日本の社会で、怒ることはとても勇気のいることかもしれません。それを支えている人がいて、その勇気の崩れることが防げるのだと思います。平和に生きるために、今、声を上げないでいつ声を上げるのでしょうか」——これは、8.30国会包囲行動に参加した青年の感想である。

自治労連は、戦争法案廃案に向けて、延長国会終盤で重大局面を迎える情勢の下、戦争法案の成立をなんとしても阻止しようと、8・30戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会10万人、全国100万人大行動（主催：総がかり行動実行委員会）とあわせ、「戦争法案ゼツタイ廃案！全労連全国統一行動」（9月2日・9日）を提起し、8月30日から9月9日の間を統一行動ゾーンとして取り組んだ。

8月30日の国会周辺には、12万人を超える国民が結集、自治労連も16地方組織、3県事務所から少なくとも80単組・1000名以上が参加した。全国でも京都の円山公園の2万2000

人を超える集会を始め、1,300カ所を超える場所で行動が行われ、自治労連からは、20地方組織3県事務所の145単組から参加した。

9月2～9日の統一行動ゾーンでの取り組みでは、各地で開催される集会やデモ、パレードなどへの参加、宣伝行動や集会および職場決議など、29地方組織3県事務所で行動に参加し、職場集会や地域への行動には148単組から参加した。また、職場決議も各地で取り組まれ、特に保育部会も提起したことから、全国の保育職場での職場決議が多く取り組まれた。

これまで、あまり集会や行動に参加したことのない組合員が積極的に参加したり、自主的に集会に参加するなど、従来の取り組みを超えて参加があり、「参加者数を把握しきれない」といった報告も出てくるなど、戦争法案阻止のたたかいの広がりが実感できるものとなった。

また、自治労連は、この間の憲法をめぐる情勢の学習資料として、自治労連弁護団の協力を得て、集団的自衛権の行使が自治体及び自治体労働者に及ぼす影響を分析した自治労連弁護団意見書「地方自治の真価が問われる—海外で戦争する国づくりと自治体・自治体労働者」を発行し、憲法キャラバンなどで自治体関係者と懇談するとともに、パンフ「考えてみよう日本国憲法」の改訂版を発行。加えて、独自ポスター2000枚、「二度と赤紙は配らない」の横断幕200

枚を地方組織・単組に下ろし、活用してきた。

3分の1の自治体（692自治体）を訪問した憲法キャラバン

自治労連は、2013年8月の第35回定期大会で「地域から、憲法と地方自治をいかに守るため、憲法キャラバンを広げ、『こんな地域と日本をつくりたい』の提言運動に発展させよう」の方針を確立し、2016年8月までにすべての自治体を対象に『憲法キャラバン』を行うことを目標とした。背景には、当時、参議院選挙を踏まえ、今後2016年の参議院選挙までの3年間、国政選挙がないもとの、憲法、原発、基地、消費税などに対する国民世論を、地域から揺るぎないものにしようという思いがあった。

自治労連はこれまで地域の社会保障推進協議会等と医療・福祉の充実などを求めて自治体キャラバンを行い、制度の拡充を求めてきた。同時に、提起した憲法キャラバンは「追及型」でなく、一致点を広げる「懇談型」として取り組んできた。そして、この2年間で憲法キャラバンとして、全国の自治体の3分の1にあたる692自治体を訪問し、懇談をすすめてきた。そのうち、197の首長、137の副首長と直接懇談し、「憲法をいかに守る」ことの認識を共有してきた。以下、憲法キャラバンにおける首長の主なコメントである。

●「戦争に行くのは、国会議員ではなく若い人が行くことになる。世論を無視した強引なやり方はおかしい。今、選挙を行い国民に信を問うべきである」（北海道、小林康雄・士幌町長）

●「自分は終戦の前日生まれだ。父は戦争反対を戦時中に言い続け、治安維持法で日詰警

察署（現紫波警察署）に留置もされた。私はこうしたことから平和のあり方を大切にしたいと思っている。現憲法で平和が守られているのだから、憲法は変えるべきではないと思う。特に教育は恐ろしいものだ。戦争はだめだということをしっかりと教えるべきだ」

（岩手、高橋昌造・矢巾町長）

●「私の母は90歳になるが、新聞の『戦後70年特集』を切抜きしながら二度と戦争をやってはいけないといつも聞かされている」

（岩手、青木幸保・平泉町長）

●「町民を守るのが行政の仕事。攻める立場に立つことはよくない」（京都、山本圭一・大山崎町長）

●「（安倍政権は）憲法より上にご自身（安倍首相）の政治信条を置いているようだ」「かつての自民党はウィングが広く、いろいろな人がいて多様な議論があったが今はそれがなくなっている」（高知、清藤真司・香南市長）など

憲法に寄せる、59人の首長メッセージ

また、自治体首長の「憲法をめぐるメッセージ」には、11月末時点で59人の首長からメッセージが寄せられた。三重の山中光茂・松坂市長からは『世界の中心で「平和」と「立憲主義」を堂々と叫ぼう』のタイトルのA4判3ページにわたる長文を寄せていただいた。「私は戦後世代ですが、現実には生じていた民族紛争の跡地での医療活動をはじめ、アジアアフリカ諸国の苛烈な貧困や飢餓に苦しむ地域において住民とともに過ごしてきました。そこでは、『愚かな為政者』が壊してしまった国民生活と国の未来の残酷さを肌で感じ続けてきました。

そして、ひとたび『愚かな為政者』によって壊されてしまった『当り前の平和』のなかで生きる幸せは、いかにそれを現場において、または後の世代の政治で頑張っても取り戻すことが困難であるかを認識してきました。だからこそ、私たちは、いま『愚かな為政者』によって壊されようとしているこの国のかたちと私たちの当り前の幸せについて、自分のこととして真剣に考えるべきなのです」と自らの体験を通じたメッセージである。

長野の曾我逸郎・中川村長からは「(日本国憲法の) この崇高な志を理解できず、『普通』の国、軍事力にもものを言わせて女性や子どもを犠牲にして恥じない国の仲間に入れて欲しいという願望こそが、いじましい。このような人物が、崇高なる日本国憲法を、『普通の』、志のない凡俗なものに変えようとしている。嘆かわしいことだ。許してはならない」と強烈なメッセージをいただいた。

こうした憲法キャラバンや首長メッセージなどにより、保守系を含む自治体首長が声を上げ、10月末時点で、399の地方議会が戦争法案への廃案や慎重審議を求める決議を上げたことは心強いものであった。

戦争法は、国民多数の反対にもかかわらず、強行採決を重ね成立したが、この間の経験をいかして戦争法廃止の取り組みを職場からどう発展させていくのが極めて重要になっている。いま改めて、戦争法制の整備・拡大の問題点を、自治体・自治体労働者に引き寄せて考える必要がある。

ますます戦争法制に組み入れられる自治体・自治体労働者

現在の有事法制においても、自治体や自治体

労働者には様々な役割が課せられている。

自衛隊法では、都道府県知事や市町村長等について協力規定がおかれ、防衛出動時において、都道府県知事は国の要請により、公用令書を発行して、病院、診療所の管理や土地や家屋の使用、物資の保管や収容を行うこととなる。また、都道府県知事は国の要請により、医療従事者、土木従業者、運転手等に業務従事命令を発することとなる。

周辺事態法では、周辺事態において、地方公共団体に対する具体的な協力項目として、地方公共団体の管理する、港湾の施設の使用、空港の施設の使用、建物、設備等の安全を確保するための許認可、消防法上の救急搬送、人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力、地方団体による給水、公立医療機関への患者の受入、地方公共団体の有する物品の貸与等がある。

戦争法制の整備・拡大により、自衛隊が戦争(武力行使)を行う場面、他国の戦争(武力行使)を協力支援する場面は広範に拡大することとなる。それに伴い、これまで具体化することのなかった前記のような自治体・自治体労働者への指示・命令、市民の動員・避難は現実のものとなる。

このように、今回の戦争法制の整備・拡大は、自治体にとっては、自治体が他国間の紛争(戦争)に巻き込まれ、一方当事国の軍事的利益のためのその軍事行動に協力・荷担するための法整備であることを意味する。また、自治体労働者は、この法制の中で、他国の紛争(戦争)のための就労を強いられることになるのである。

行政の現場が“忖度”、戦時と同じ空気

2014年の「9条俳句」不掲載問題など、平和

を求める自主的な取り組みにたいする行政や自民党地方議員等の過剰な規制・攻撃も引き続きおこっている。

兵庫県の地域労連が昨年 7 月に開催した集会を、会場である姫路市が安倍政権批判を理由に強制中止させた問題では、9 月に同市が地域労連に謝罪し解決をみたが、「自治体学校 in 金沢」(2015 年 7 月)では石川県が「政治活動を目的とするもの」と決めつけて、会場使用への助成金申請を不受理とし、行政不服申請も却下した(10 月)。北海道教育委員会は高教組が組合員に、「アベ政治を許さない」のクリアファイルを配布したことに対し「政治的行為を禁じた人事院規則に違反する疑いがある」として 10 月に不当な実態調査をおこなっている。日野市は公用封筒に印刷された「日本国憲法の理念を守ろう」の文言を黒く塗りつぶして使用し、12 年以降に作成された封筒からはこの文言をなくしていた。

戦前、戦中の言論弾圧同様、行政の現場から付度が始まっていると言っても過言ではない。

職場を基礎に憲法闘争を推進

安倍首相は 2004 年、彼が自民党幹事長の時代に、著書『この国を守る決意』で「いうまでもなく軍事同盟というのは“血の同盟”。日本がもし外敵から攻撃を受ければ、アメリカの若者が血を流す。しかし、今の憲法解釈のもとでは、日本の自衛隊は、少なくともアメリカが攻撃されたときに血を流すことはない。(日米安保の) 双務性を高めるということは、具体的には集団的自衛権の行使だと思う」と著した。集団的自衛権行使は安倍首相の長年の政治的野望であり、その本質は「日本の若者に血を流させることにより、米国と肩を並べる国になるこ

と」に他ならない。

戦前・戦中、自治体労働者は戦争遂行の末端組織に組み込まれ、「召集令状(赤紙)」の配布によって住民を戦争に動員することを業務として強制された痛苦の反省から、私たちは「自治体労働者は二度と赤紙を配らない」のスローガンのもと一貫して戦争に反対し、平和憲法と地方自治をいかす取り組みを行ってきた。

確かに徴兵制が今すぐに現実的な問題になることはないかもしれない。しかし、文科省の奨学金にかかわる検討会で、経済同友会の代表は奨学金延滞者に対し「自衛隊入隊」などを勧めればいいと発言している。また、2 年前の国会審議の際、無職の若者への就職対策を唱える経済団体幹部に対し、防衛省が任期付きの実習生制度の導入の「イメージ」を伝えていた。防衛省には、現在、自衛隊入隊を条件に、大学生らに学資金を貸し出す制度がある。いわゆる経済的徴兵制である。2014 年 7 月 1 日、集団的自衛権行使容認の閣議決定の際には、自治体の住民登録を使い、全国の 18 歳に自衛官募集のダイレクトメールが届けられた。私たちは二度と若者を戦場に送るわけにはいかないのである。

総がかり行動実行委員会が提起する「戦争法廃止 2000 万署名」は、“国民 5 人に一人”の規模であり、戦争法廃止の国民的合意と政権構想につなげる重要な意義をもつものである。自治労連はこれらの運動に結集するとともに、参議院選挙まで半年となった今、あらためて憲法尊重擁護義務を宣誓した立場から、「住民全体の奉仕者」として「住民生活を守ることの責務」を学び直し、職場を基礎とする全組員の参加の憲法闘争の推進に向けて奮闘する決意である。

(なかがわ さとし・自治労連書記長)